

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は国民年金関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに秘密保持契約を別途締結している。

## 評価実施機関名

洞爺湖町

## 公表日

平成27年5月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>洞爺湖町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。</p> <p>国民年金事業の運営は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので、適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は市町村長に委任されている。</p> <p>国民年金の被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が対象となり、属性に応じて第1号被保険者から第3号被保険者に分類される。その中で、自営業者、無職及び学生等が属する第1号被保険者は、市町村が保有する住民基本台帳等の情報をもとに、その適用、保険料徴収及び年金給付が行われる。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務 ③国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請事務 ④年金給付に伴う裁定請求(未支給請求・遺族年金請求・一時金を含む)事務 ⑤日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務 ⑥保険料に係る諸届出の受理、事実審査に関する事務</p>
③システムの名称	国民年金システム、住民基本台帳システム、宛名システム、税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項 番号法別表第1の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 澤 登 勝 義
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

